#### 「資料

### 地震等緊急時対応の手引き 解説シリーズ ~①情報連絡・応援要請の手順、費用負担のあり方~

### 日本水道協会総務部総務課

本誌の9月号から来年3月号までの「地震等緊急時対応の手引き 解説シリーズ」の第1弾となる本稿では、災害発生時における「情報連絡・応援要請の手順」や「費用負担のあり方」などについて、過去の災害における実例を踏まえながら、解説します。

また、10月号では、「応援体制の構築」や「被災水道事業体に対する初動支援のあり方」などを中心に、会員水道事業体それぞれの役割等を解説していきますので、【相互応援の基本となる考え方】をご理解いただくため、併せてご覧いただければ幸いです。

#### 1. 手引きの位置づけ(手引き p.1)

災害時において、被災した水道事業体の給水を 早期に確保するため、災害応援に係る共通ルール としての「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、 各会員は応援活動を実施することになります。

手引きでは、以下のとおり規定されています。

- ●応援要請は、本来災害対策基本法や地方自治 法等を根拠に「長」が「長」に対して行い、 水道事業管理者は「長」の指示により行動す る流れが基本ルールとなる
- ●一方で、水道事業体は、日本水道協会の支部 を中心とした日常的な連携協力体制を有して いる
- ●手引きは、応援要請における長と管理者の関係のような地方公共団体内部の関係にまで立ち入るものではなく、会員相互の日常的な連携協力体制をベースとした実効性の高い方法として、「実務者としての水道事業体等が、平時から行っておくべき事項を踏まえた上で、現実的相互応援に関するルール」と位置づけている

# 2. 地震等緊急時の定義(手引き 主な用語の 定義)

次の事態が発生した場合をいいます。

- ●震度5 (弱) 以上の地震
- ●その他の自然災害及び事故等により大規模な 断水が発生した場合

#### 3. 情報連絡体制(手引きp.2~5)

地震等緊急時における情報連絡は、地方支部及び都府県支部・地区協議会(以下、都府県支部等)の枠組みにより行われます(図3-1)。

迅速な初動支援や応援活動体制の構築のために は、被災水道事業体から被災都府県支部長等に対 するいち早い情報連絡が重要になります。

実際に、西日本を中心に広域的な被害をもたら した平成30年7月豪雨では、特に少数の職員で業 務を行っている中小規模水道事業体などで、被害

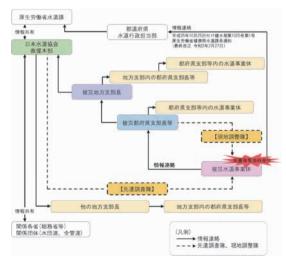


図3-1 地震等緊急時における情報 連絡の流れ (手引き p.3)

情報の把握に時間を要したほか、手引きの枠組みが周知されておらず、独力で問題を解決しようと 情報が上げられないケースがありました。

災害時は、「連絡する余裕がなくて情報が上げられない」のか、「被害が無いので情報が上がってこない」のか、原因を特定することが困難です。こうしたことから、今回の改訂では、「被害の有無」「応援要請の有無」に関わらず、必ず所属する都府県支部長等に情報連絡することをルール化しました。

さらに、連絡が無い水道事業体に対しては、都府県支部長等が自ら積極的に働きかけ、情報連絡体制を確保することにより、全ての支部会員の被災状況が遺漏無く、面的に把握されるよう規定しています。

ここで注意しなければならないのは、災害時の 情報の「精度(確度)」と「速度」は、トレード オフの関係にあるということです。

時間をかければ、情報の精度(確度)は上がりますが、そのために応援体制の構築に遅れが生じ、住民への早期給水に支障を来すのは、本末転倒です。

このため、特に発災初期においては、「施設被害が大きく、今後応援が必要な見込み」、「被害情報不明、詳細調査中」など、情報の精度(確度)は低いことを前提として、まずは支部内で連絡体制を確保することを最優先とし、災害のフェーズが進むにつれ、徐々に精度(確度)を高めていくという意識が必要です。

さらに、災害時は住民への給水をいち早く確保 することが水道事業体としての最大の使命です。 このため、独力だけで問題が解決できない場合 は、躊躇することなく、都府県支部長等に対し応 援要請を上げることも重要です。近隣・遠方に関 わらず、水道の仲間が必ず助けてくれます。

また、会員間の情報連絡の中心的な役割を担うのは、都府県支部長・地区協議会区長ですが、支部長が自ら被災することにより、その役割が果たせなくなる場合にも備える必要があります。実際に平成30年7月豪雨では、広島県支部長を務める呉市において、用水供給元である県企業局からの送水が停止し、また、市内各所の土砂崩れにより

ポンプ場等の施設が損壊したことなどから、自ら 県支部長機能を果たすことが困難な事態となりま した。このため、7月8日には、広島市が呉市の 支部長機能を代行することを決定し、早期に会員 間の連絡機能を回復・確保することができまし た。

こうしたことから、支部長が自ら被災した場合 に備え、平時から代行・補助のルールなどを支部 内において検討しておくことも重要です。

#### 4. 応援の種類(手引き p.9)

手引きの枠組みによる応援の種類は、おおむね 次のとおりとされています。

- ①応急給水活動(給水車の派遣等)
- ②応急復旧活動(応急復旧に従事する職員の派遣等)
- ③技術的支援(施設の復旧等に関わる技術的助 言に関する支援等)
- ④応急給水・応急復旧に必要な物資・資機材等 の提供
- ⑤その他必要な事項

具体的に、②応急復旧活動では、平成28年熊本 地震において熊本県内で多くの管路被害が発生し たことから、漏水調査・修繕部隊など、ピーク時 で全国60を超える水道事業体から計70班・約550 名を超える復旧隊が現地に派遣されました。

また、近年、災害の種類(地震、風水害、渇水 等)に応じて様々な③技術的支援を実施する事例 があります。

具体的には、平成28年熊本地震における「復旧段階に応じた応急水運用計画策定に係る支援」、 平成30年7月豪雨における「水没した施設の代替施設(仮設浄水装置、代替ポンプ)の調達に係る 支援」、「水質試験車の派遣による水道水飲用可否



漏水調査作業の様子



漏水調査作業 (バルブ操作)の様子



計画策定等打合せ状況

の確認に係る支援」、「災害査定に係る手続き等に 関する助言 | などがありました。

#### 5. 応援要請の方法(手引き p.9~11)

応援の要請は、被災水道事業体を起点として、 前述の3. 情報連絡体制と同様に、地方支部及び 都府県支部等の枠組みによる要請を原則としてい ます(図4-1)。

繰り返しになりますが、独力だけで解決が難しい場合は、躊躇なく応援要請を行い、住民への早期給水を確保することが重要です。

また、災害時には、医療機関・社会福祉施設など個別の民間施設等から給水を依頼されることがあります。実際に令和元年東日本台風では、福島県内の学校再開に合わせ、県又は市町村の教育行政所管部から学校への給水に関する要望がありました。こうした場合、当該施設が所在する水道事業体は、応急給水計画に盛り込んだ上で、自らの事業体だけで対応が困難な場合は、速やかに応援

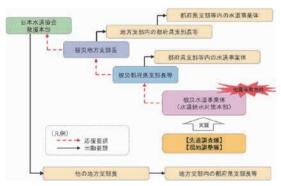


図4-1 地震等緊急時における 応援要請の流れ (手引き p.10)

要請を行うことが重要です。

併せて、災害時には、様々な機関・部署・施設等から給水依頼が寄せられ、情報の錯綜・混乱を招くことがあります。このため、日頃から各自治体の関係部署と情報共有体制を確認しておくことが有効です。

## 6. 費用負担の基本的な考え方(手引き p.21 ~30)

被災水道事業体の財源は「受益者負担」の原則による水道料金であるため、応援を行った場合の費用負担は、応援水道事業体の受益者の利益を損なわないようにすべきです。

このため、応援を行うに当たり、特別に費用を 要した場合には、その費用は被災(受援)水道 事業体の負担とすることが、基本的な考え方で す。

以下に、費用の具体的な負担区分を示します(表6-1)。

なお、費用の精算は、応援水道事業体、被災(受援)水道事業体間で協議し、二者間にて直接精算することになります。

ただし、甚大な災害については災害救助法が適用される場合があり、この場合は手続きが異なるので、注意が必要です(手引き p.24~25)。

表6-1 費用の負担区分一覧(手引き p.23)

費用	被災(受援)水道事業体が負担	応援水道事業体が負担
人件費等	起過動務手当、深夜動務手当、 特殊動務手当 管理職員特別動務手当 旅費(日当含む)	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継手、直管、異形管 弁栓類、弁きょう、鉄蓋類 等	
工事請負費	工事請負費(材料費、労務費、機械 器具損料、滞在費、諸経費等)	
車両、機材等の 費用	燃料費(ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費(弁当等) 宿泊費(仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費)	携行する食料費 携行する褒袋、テント等 被服(防寒服・割当のない職員分・ クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 消火器 地図 コピー代	写真代「記録・報告・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な 処置に係る費用 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中の事故等」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上の事故等」

#### 7. 本稿のまとめ

情報連絡・応援要請において重要なポイントをまとめると、次のとおりです。

#### <ポイント>

- ○地震等緊急時には、都府県支部長等に「まず 一報」の徹底を!
- ○情報の「精度(確度)」と「速度」はトレードオフの関係。タイミングを逸することなく 連絡を!
- ○独力だけで解決が難しい場合は、躊躇なく応

#### 援要請を!

○連絡の無い被災水道事業体に対しては、都府 県支部長等が積極的に働きかけ、情報連絡体 制の確立を!

情報連絡・応援要請は、全ての応援活動の起点 になります。

各水道事業体においては、都府県支部内などに おいて、日頃から連絡体制の整備・確認を行って おいていただければ幸いです。